

平成 2 1 年 8 月 1 0 日

高松市長 大 西 秀 人 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤 本 邦 人

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 2 1 年 1 月 2 8 日付け高福障第 1 3 5 3 号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開および非公開とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

- （１）高松市御坊町の介護サービス会社「プリン・ハウス」の介護給付費の不正請求に関する一切の調査記録の全部及び香川県による事業者指定取消に関する文書（写しも含む）
- （２）上記（１）の不正請求に係る告発に関する一切の起案文書の全部
- （３）上記（１）及び（２）に関するマスコミ記者発表資料の全部

平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日：請求人からの公開請求を受付

平成 2 1 年 1 月 6 日：実施機関が一部公開および非公開の決定

平成 2 1 年 1 月 1 6 日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

本件処分を取り消すべきである。

- (1) 本件処分は、高松市情報公開条例(平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。)の解釈適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」記載の非公開理由は、高松市情報公開条例に規定する非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」記載の非公開理由は、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例第8条に違反し本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し等について（平成20年12月22日付け20障福第37703号香川県健康福祉部長通知）のうち、指定事業者あての通知の「3理由」の詳細部分について

指定事業者あての通知の理由欄には、香川県および本市が当該事業者に関し調査した内容が記載されており、また、高松市長が作成した告発状の内容と重複する部分も多い。

捜査機関においては、告発状の内容等を基に捜査が行われることから、その内容を公開することにより、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがある。よって、条例第7条第3号に該当し、非公開が相当である。

- (2) 刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づく告発について（決裁）の起案文書の裏面のうち、被告発人の住所、氏名、生年月日および年齢について記載されている部分について

起案文書の裏面に記載された被告発人のうち、代表取締役の住所、生年月日および年齢は、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。

起案文書の裏面に記載された被告発人のうち、代表取締役以外の住所、

氏名，生年月日および年齢は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる。よって，条例第7条第1号に該当し，非公開が相当である。

- (3) 刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づく告発について（決裁）の告発状（案）のうち，被告発人の住所・氏名・生年月日・年齢，告発に至る経過，告発事実（別紙を含む。），追記部分について

一般的に告発状（その案を含む。）は，典型的に機密性が高く，個人に関する情報も多く含まれていることから，公開することにより，犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるなど，全体として非公開が相当であるが，告発状（案）のうち，公開しない部分以外の部分は，報道発表資料として，一般に公表した行政資料に含まれる情報（以下「公表済み情報」という。）であり，これを公開しても，行政運営上支障があるとは認められない。よって，公表済み情報以外の部分については，告発状（案）全体が条例第7条第3号に該当し，非公開が相当である。

- (4) 高松市御坊町の介護サービス会社「プリン・ハウス」の介護給付費の不正請求に関する一切の調査記録の全部について

不正請求に関する調査記録は，市長が告発の是非を判断し，告発状を作成するために，関係者からの聴き取り等の結果をとりまとめたものであり，告発状の基礎となった情報であるため，その内容を公開することにより，犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがある。よって，条例第7条第3号に該当し，非公開が相当である。

- (5) 指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分に伴う介護給付費の返還命令および関係者の告発について（報道発表資料）について

報道発表資料は，市民の利用に供することを目的に保有している行政資料であり，条例第2条第2項第2号に該当し，本条例の規定に基づく公開の対象となる行政文書ではないことから，非公開が相当である。なお，当該資料については，異議申立人に行政資料として提供を行った。

- (6) 以上の理由により，本件処分に違法または不当な点はない。

また，高松市行政手続条例第8条の規定にも違反していない。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由、異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 指定事業者あての通知のうち「3理由」の詳細部分について

実施機関が非公開理由でも主張しているように、本件非公開部分は、香川県および高松市が当該事業者に関し調査した内容が記載されており、その内容は、高松市長が作成した告発状の内容とかなりの部分で重複する。告発状自体は、刑事訴訟法第53条の2により、「訴訟に関する書類および押収物については、情報公開法を適用しない」ととされている。この趣旨を踏まえ、実施機関が、条例第7条第3号を適用し、当該部分を、犯罪の捜査に支障をおよぼすおそれがあるとして、非公開とした処分は相当である。

(2) 刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づく告発について（決裁）中の被告発人の住所、氏名、生年月日および年齢について

実施機関は、告発した相手方法人名およびその代表者名については、記者発表している。このため、本件公開請求においても公開しているものであるが、代表者以外の関係者名および両者の現住所、生年月日および年齢は公表していない。これは、個人に関する情報として条例第7条第1号に該当するものであり、非公開とした処分は相当である。

(3) 刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づく告発について（決裁）中の告発状（案）のうち、告発に至る経緯、告発事実（別紙を含む。）および追記部分

告発状の内容自体であり、上記（1）と同様に、条例第7条第3号を適用し、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(4) 非公開決定の当否について

行政資料について、情報公開制度の対象行政文書ではないものとして非公開とした決定についても問題はない。

また、非公開理由についての記載も妥当と思われることから、高松市行政手続条例第8条に違反しているとはいえない。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 2 1 年 1 月 2 8 日	諮問書受付
平成 2 1 年 1 月 2 9 日	実施機関からの非公開理由書受付
平成 2 1 年 5 月 1 1 日	実施機関の非公開理由および争点の審査
平成 2 1 年 7 月 2 9 日	答申案審査
平成 2 1 年 8 月 1 0 日	答申